0 厚 生労働大臣が定める現物給与の 価 額 (平成二十四年厚生労働省告示第三十六号)

改

正

案

現

行

傍線の部分は改正部分)

(抄

類に応じ、当該各号に定める価額とする。 類	という。) のうち金銭又は通貨以外のもので支払われる報酬等の種 と	徴収等に関する法律第二条第二項に規定する賃金(以下「報酬等」 徴	保険法第三条第一項第四号に規定する賞与又は労働保険の保険料の 保	康保険法第三条第六項、船員保険法第二条第五項若しくは厚生年金 康	項若しくは厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬、健 項	次の各号に掲げる健康保険法第三条第五項、船員保険法第二条第四 次	条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める現物給与の価額は、 条	保険法第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二 保	健康保険法第四十六条第一項、船員保険法第二十二条、厚生年金	
-------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------	--

と 八 保 表 が 保 及び (号) Š い 0) 成立している事業に使用される労働者 険 食事で支払われる報酬等 . う。 は 第 者若しく 第 派遣労働 事 *務所又 欄に そ 条 、は厚生 第二号に規定する派遣労働者 掲 食 \mathcal{O} 事 は 者 げる都道府県 他 提 事業場が 0 \mathcal{O} 供の 者 保護等に関する法律 年金保険 にあ 頻度に応じて第二欄から第六欄までに定 : 所在する同表の つ ては、 \mathcal{O} 健康保険 (労働者派遣事業の適正 被保険者又は労働 その の被保険者、 者が の勤務地 (昭 第 **(以** 和六 雇用される事業所若 欄 下 十 保険 に掲 が所在する次 派遣労働 年法律第 船 げる都道 な運営 員保険 \mathcal{O} 保 険 者」 八十 の確 道 関 \mathcal{O} 被 府 \mathcal{O} 係

る額

第三項 に応じ、 保険法第三条第六項 いう。) 収 険 若しくは厚生年 0 険 健 法 各号に掲げ 等に関する法律第二条第二項に規定する賃 法 康 第二十 第三条第一項 保 0 険 当該各号に定める価額とする。 規定に のうち金銭又は通貨以外 法 五. 第 る健 条 兀 一十六条 基づ 金 及 第四 保険 康 び き厚 保険法第三条第五 労 第一 号に規定する賞与又は 船員保険法第二条第五 法第三条第一項第三号に規 働 生労働 保 険 項 \mathcal{O} 大臣 保 船 0 険 員 保険 Ł が 料 項、 定め 0) \mathcal{O} で支払わ 徴 法 第二 船 る 収 労働 項若 金 員 現 等 保険 十 二 物 に 以 しくは 定 れ 保 給 関 _ 条、 す する る 険 法 与 下 る 第二 報 \mathcal{O} \mathcal{O} 酬 保 厚 報 法 報 価 厚 酬 生 酬 条 等 険 額 律 生 料 年 第 \mathcal{O} 等 は 第 年 金 健 兀 種 0 金

しくは 八号) が成立している事業に使用さ保険者若しくは厚生年金保険 県) 表 と 保 る額 の第一 いう。 及び 食事 ごとに、 第二条第二号に規定する派遣労働 派 事 で支払われる報酬等 ·造労働 務 欄に掲げる都道府県 その 所 食事提 文は 者 他 の保護等に関する法律 事 0) 業に使用される労働 供 業 者に 0 場 頻 が あ 度に応じて第二欄 所 っては、 健康保 在 0) (労働 被保険 する同 その 者 険 表 派 者 者 0 0) 者 者 遣 \mathcal{O} 又 被 (昭 第一 が 事 勤 は 保 以 から 雇 和 業 務 労 険 欄に 者、 用 下 六 \mathcal{O} 地 働 第六欄 さ + が 保 適 掲 派 年 正 船 れ 所 険 遣 法 げ る な 在 \mathcal{O} 員 労働 ま 事 律 運 保 保 る す でに 都 業 第 営 険 る 険 関 道 所 者 八 \mathcal{O} 次 \mathcal{O} 若 + 確 定府 \mathcal{O} 係 被

鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県
一八、六〇〇円	一八、三〇〇円	一八、九〇〇円	一八、九〇〇円	一八、六〇〇円	一八、三〇〇円	一八、〇〇〇円	一九、二〇〇円	一八、六〇〇円	一八、三〇〇円	一八、九〇〇円	一八、九〇〇円	一八、九〇〇円	一八、九〇〇円	一九、二〇〇円	一九、二〇〇円	一九、五〇〇円	一八、〇〇〇円	一八、九〇〇円	一八、九〇〇円	一八、九〇〇円	一八、六〇〇円	一八、九〇〇円	一八、六〇〇円
六二〇円	六一〇円	六三〇円	六三〇円	六二〇円	六一〇円	六〇〇円	六四〇円	六二〇円	六一〇円	六三〇円	六三〇円	六三〇円	六三〇円	六四〇円	六四〇円	六五〇円	六〇〇円	六三〇円	六三〇円	六三〇円	六二〇円	六三〇円	六二〇円
一六〇円	一五〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円	一五〇円	一五〇円	一六〇円	一六〇円	一五〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円	一五〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円	一六〇円
110円	一	1110円	1110円	1110円	一	二一〇円	11110円	11110円	二一〇円	1110円	1110円	1110円	11110円	11110円	11110円	11三〇円	1110円	11110円	1110円	11110円	1110円	1110円	1110円
二四〇円	五〇円	五〇円	三五〇円	二四〇円	五〇円	二四〇円	二六〇円	二四〇円	三五〇円	三五〇円	三五〇円	五〇円	二五〇円	二六〇円	二六〇円	二六〇円	二四〇円	三五〇円	五〇円	三五〇円	二四〇円	三五〇円	二四〇円
鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県
鹿児島県一八、〇〇〇円	宮崎県一七、四〇〇円	大分県一七、七〇〇円	熊本県一七、四〇〇円	長崎県一八、〇〇〇円	佐賀県一七、四〇〇円	福岡県一七、七〇〇円	高知県一八、〇〇〇円	愛媛県 一七、七〇〇円	香川県一七、七〇〇円	徳島県一七、四〇〇円	山口県一八、〇〇〇円	広島県──八、○○○円	岡山県一七、四〇〇円	島根県一八、九〇〇円	鳥取県一八、〇〇〇円	和歌山県一八、六〇〇円	奈良県一八、六〇〇円	兵庫県一八、三〇〇円	大阪府一八、六〇〇円	京都府一八、九〇〇円	滋賀県一八、三〇〇円	三重県一七、七〇〇円	愛知県一八、〇〇〇円
一人、000	一七、	一七、	一七、	八八	一七、	一七、	八八	一七、	一七、	一七、	口県一八、	八八	山県一七、	一八、九〇	一八、	県 一八、六〇	一八、	一八、三〇	八八	一八、	八八	,t-l	八八
一八、〇〇〇円	一七、四〇〇円	一七、七〇〇円	一七、四〇〇円	一八、〇〇〇円	一七、四〇〇円	一七、七〇〇円	一八、〇〇〇円	一七、七〇〇円	一七、七〇〇円	一七、四〇〇円	口県一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	山県一七、四〇〇円	一八、九〇〇円	一八、〇〇〇円	県 一八、六〇〇円	一八、六〇〇円	一八、三〇〇円	一八、六〇〇円	一八、九〇〇円	一八、三〇〇円	一七、七〇〇円	一八、〇〇〇円
一八、〇〇〇円 六〇〇円 一	一七、四〇〇円 五八〇円	一七、七〇〇円 五九〇円	一七、四〇〇円 五八〇円	一八、000円 六00円 一	一七、四〇〇円 五八〇円	一七、七〇〇円 五九〇円	一八、000円 六00円	一七、七〇〇円 五九〇円 一	一七、七〇〇円 五九〇円	一七、四〇〇円 五八〇円 一	口県 一八、〇〇〇円 六〇〇円	一八、000円 六00円	山県 一七、四〇〇円 五八〇円	一八、九〇〇円 六三〇円	一八、〇〇〇円 六〇〇円	県 一八、六〇〇円 六二〇円	一八、六〇〇円 六二〇円	一八、三〇〇円 六一〇円	一八、六〇〇円 六二〇円	一八、九〇〇円 六三〇円	一八、三〇〇円 六一〇円	一七、七〇〇円 五九〇円	一八、〇〇〇円 六〇〇円

住宅です	沖縄県
住宅で支払われる報酬	一九、二〇〇円
等健康保	六四〇円
康保険の被保険者	一六〇円
`	11110円
船員保険の被保険	二六〇円

道府県)ごとに、それぞれ下欄に定める額 げる都道府県(派遣労働者その他の者にあっては、 ている事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の表の上欄に掲 者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係が成立し る事業所若しくは事務所又は事業場が所在する同表の上欄に掲げる都 その者が雇用され

北海道

畳一

畳につき一、〇〇〇円

名 都道府県

人一月当たりの住宅の利益の額

青森県

沖縄県	一八、〇〇〇円 六〇〇円	六〇〇円	1五〇円 1四〇円	
住宅で	住宅で支払われる報酬等	健	康保険の被保険者、	者、船員保険の被保
者若しく	者若しくは厚生年金保険の被保険者又は労働保険の保険関係が成立	の被保険者	「又は労働保証	険の保
ている事	ている事業に使用される労働者の勤務地が所在する次の表の上欄に	労働者の勤	務地が所在	する次
げる都道	げる都道府県(派遣労働者その他の者にあっては、	者その他の	者にあって	は、その者が雇用され
			\$ T = 0	[] { }

名都道府県	一人一月当たりの住宅の利益の額
北海道	畳一畳につき八七○円
青森県	畳一畳につき八四○円
岩手県	畳一畳につき九七○円
宮城県	畳一畳につき一、二五〇円
秋田県	畳一畳につき九三○円
山形県	畳一畳につき一、○五○円
福島県	畳一畳につき一、○○○円
茨城県	畳一畳につき一、一五〇円
栃木県	畳一畳につき一、一九○円
群馬県	畳一畳につき一、〇六〇円
埼玉県	畳一畳につき一、五八○円
千葉県	畳一畳につき一、五三〇円
東京都	畳一畳につき一、四○○円

東京都

畳 畳 畳 畳

畳につき二、 畳につき一、 畳につき一、 畳につき一、

五九〇円

七〇〇円 七五〇円

埼玉県 群馬県 栃木県 茨城県 福島県 山形県 秋田県 宮城県 岩手県

畳一

昰一

畳につき一、

八〇円

畳 畳 畳 畳

畳につき一、

〇 一 〇 円

畳につき一、

三八〇円

畳につき一、〇三〇円 畳につき九四〇円

畳一 畳一

畳につき一、三一〇円 畳につき一、二七〇円 畳につき一、〇七〇円

一七〇円

千葉県

〇八〇円	畳一畳につき一、	愛媛県
	畳一畳につき一、	香川県
100円	畳一畳につき一、	徳島県
	畳一畳につき一、	山口県
	畳一畳につき一、	広島県
七〇円	畳一畳につき一、	岡山県
	畳一畳につき一、	島根県
OE	畳一畳につき一、	鳥取県
O 八 O 用	畳一畳につき一、	和歌山県
田〇十二	畳一畳につき一、	奈良県
四八〇円	畳一畳につき一、	兵庫県
KIIOE	畳一畳につき一、	大阪府
六七〇円	畳一畳につき一、	京都府
III KOE	畳一畳につき一、	滋賀県
1100E	畳一畳につき一、	三重県
四七〇円	畳一畳につき一、	愛知県
	畳一畳につき一、	静岡県
一八〇円	畳一畳につき一、	岐阜県
一五〇円	畳一畳につき一、	長野県
	畳一畳につき一、	山梨県
一大〇円	畳一畳につき一、	福井県
	畳一畳につき一、	石川県
1100日	畳一畳につき一、	富山県
二八〇円	畳一畳につき一、	新潟県
〇七〇円	畳一畳につき二、	神奈川県

愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県
畳一畳につき九五○円	畳一畳につき一、○一○円	畳一畳につき九九○円	畳一畳につき九一○円	畳一畳につき一、一七○円	畳一畳につき一、一四〇円	畳一畳につき九一○円	畳一畳につき九五○円	畳一畳につき九二○円	畳一畳につき一、○六○円	畳一畳につき一、二九○円	畳一畳につき一、四八○円	畳一畳につき一、四五○円	畳一畳につき一、一七○円	畳一畳につき一、○八○円	畳一畳につき一、三○○円	畳一畳につき一、二八○円	畳一畳につき一、○二○円	畳一畳につき一、○三○円	畳一畳につき一、一○○円	畳一畳につき九九○円	畳一畳につき一、一三○円	畳一畳につき一、○九○円	畳一畳につき一、○八○円	畳一畳につき一、九○○円

三 (略)	沖縄県	鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	
	畳一畳につき一、一一〇円	畳一畳につき一、○四○円	畳一畳につき一、○三○円	畳一畳につき一、○八○円	畳一畳につき一、一二〇円	畳一畳につき一、○七○円	畳一畳につき一、○八○円	畳一畳につき一、三一○円	畳一畳につき一、○五○円	
三 (略)	沖縄県	鹿児島県	宮崎県	大分県	熊本県	長崎県	佐賀県	福岡県	高知県	•
	畳一畳につき九七○円	畳一畳につき九五〇円	畳一畳につき八九〇円	畳一畳につき九五〇円	畳一畳につき九九〇円	畳一畳につき九二〇円	畳一畳につき九○○円	畳一畳につき一、一五〇円	畳一畳につき九一〇円	